福島県過疎地域持続的発展計画

（令和８年度～１２年度）

令和８年３月

（令和8年11月変更）

福　　島　　県

目　　次

第１　基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２　移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項・・・・・・・・６

第３　産業の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

第４　地域における情報化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９

第５　交通施設の整備、交通手段の確保の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

第６　生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

第７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進・・・・・・・・・・３０

第８　医療の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３４

第９　教育の振興・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３５

第10　集落の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

第11　地域文化の振興等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９

第12　再生可能エネルギーの利用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１

第13　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２

第１　基本的な事項

１　計画策定の趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）（以下「法」という。）の規定に基づき、福島県が過疎市町村の持続的発展に向けて実施する事業等を明らかにするため、「福島県過疎地域持続的発展計画（以下「本計画」という。）」を策定します。

２　計画期間

令和８年度から令和１２年度までの５年間

３　これまでの過疎対策の成果及び課題

過疎地域については、昭和４５年以降、過疎地域対策緊急措置法、過疎地域振興特別措置法、過疎地域活性化特別措置法及び過疎地域自立促進特別措置法、法に基づく福島県過疎地域自立促進計画や県施策の方向性を示す福島県過疎・中山間地域振興戦略等により、道路や農業基盤の整備、産業の振興、高齢者福祉の充実、医療の確保、生活環境の整備、地域の活力づくりなど、総合的・計画的な過疎地域対策に取り組んできました。

過疎地域の人口は減少傾向が続いていますが、この間、基幹道路・情報通信網などの社会基盤の整備や生活環境の改善が図られるとともに、住民主体の多様な地域づくり活動や地域間交流が進みました。また、首都圏等においては、過度な人口集中を回避し、ゆとりある生活を志向するライフスタイルや価値観の多様化等から、地方への関心が高まり、こうした層を移住につなげ、人口減少率が緩やかになっている市町村も見られます。

しかしながら、これまで過疎地域対策を着実に進めてきましたが、各種調査結果からは、多くの過疎地域においては依然として次のような課題が見受けられ、過疎地域を取り巻く環境の変化や時代の潮流など、地方への関心が高まっている機運を的確に捉え、引き続き対策に取り組んでいく必要があります。

４　過疎地域における主な課題

○　人口減少・少子高齢化の進行に伴う高齢者世帯の比率の増加により、地域を支える担い手が不足し、様々な課題が生じています。
○　地域社会を担う人材が不足しており集落・コミュニティの機能や地域活力が低下しています。
○　空き家の増加による住民生活や景観への影響などの問題が発生しています。
○　雇用・就労の場が不足しており、更に雇用機会の充実を図っていく必要があります。
○　農林水産業を始め、商工業・地域産業などの地域経済が停滞しています。
○　情報通信基盤の整備と情報化の取組を更に進める必要があります。
○　生活道路や基幹道路など、交通基盤の整備を更に進めていく必要があります。
○　通勤・通学、通院や買い物など、日常の生活交通の維持が困難な状況にあります。
○　地域の担い手の不足により、生活環境や自然環境の維持・保全が難しくなりつつあります。

○　野生動物が農地や生活環境等へ侵入することにより、深刻な被害が発生しています。
○　子育てや教育環境の充実が求められています。
○　高齢者の介護・福祉制度の充実や地域包括ケアシステムの体制整備を進める必要があります。
○　過疎地域においては、医師を始め医療人材が全般的に不足しており、地域医療の維持が困難な状況となっています。
○　農地や森林の荒廃が進むことにより、それらが持つ多面的機能の低下が懸念されています。
○　地域の伝統文化・芸能を継承していくことが困難な状況となっています。
○　過疎地域における再生可能エネルギーの利活用を進めていく必要があります。
○　原子力災害の被害を受けた地域においては、徐々に避難指示が解除されてきましたが、避難生活の長期化等の要因から、住民の帰還が困難な状況が見受けられます。
○　過去に建設された公共施設等が徐々に更新時期を迎えるとともに、人口減少等により利用需要が変化することから、公共施設等の長寿命化・更新・統廃合・転用・除却などを計画的に行う必要があります。

５　過疎地域持続的発展の基本的な方向

(1)　基本目標

本県の過疎地域においては、人口減少・少子高齢化が継続して進行しており、地域を担う人材の確保や育成、地域経済の活性化、情報化の進展、生活幹線道路の維持・整備、地域医療の確保、子育て・教育環境の充実、集落の維持及び活性化、農地・森林等の管理・保全等が課題となっています。そのため、過疎地域への移住・定住の促進や地域と多様な形で関わる人材（いわゆる「関係人口」）との関係性の構築、デジタル・情報通信技術（以下「ＩＣＴ」という。）の利活用等による情報化の進展、再生可能エネルギーの利活用など、過疎地域の課題解決に資する動きを加速させ、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上が実現するよう取り組むことが重要です。

また、本県の過疎地域は、豊かな自然環境や地域固有の伝統文化、都市部では希薄になった人と人との温かい関係性や思いやり・きずなが残るかけがえのない地域であり、その価値を再認識し、しっかりと継承するとともに、地域内外の多くの方々に向けて力強く発信し、理解と共感の輪を広げていくことが大切です。

そのためには、過疎地域に住む人々が、自らが住む地域に誇りを持ち、地域内外の人々と交流しながら豊かな地域資源を活用し、元気で持続可能な地域を共につくる（共創）という考え方に立ち、その重要な要素となる「人と地域」「しごと（雇用・経済）」「くらし（生活環境）」の３つの柱を置き、**「持続可能な里・山（さと・やま）社会の実現」**を目標として施策の展開を図ります。

(2) 計画の達成状況の評価

この計画に定める過疎地域の持続的発展に資する対策については、福島県総合計画等の進行管理とＰＤＣＡサイクルに基づく効果検証を行うとともに、毎年度ローリング方式により見直しを行い、計画の弾力的な推進を図ります。

(3) 施策の方向

① 人と地域

ア 地域・集落の活力づくり

地域活動が持続するためには、地域・集落に住む人たちがその活動に主体的に関わることが最も大きな要素であるため、活動をけん引する人材の確保・育成を図りながら、地域の主体的な活動を支援します。

また、過疎地域は人口が少ないことから、一人一人の役割が非常に大きく、それぞれの個性や力をいかしていくことが重要であるため、地域への愛着や誇りを醸成しながら、地域、住民、地域の学校などが連携して人材を育成する取組を推進します。

イ 人の流れづくり

地域を持続的に発展させるためには、新たな視点の導入が効果的であり、地域外からの移住・定住を促進し、地域の担い手となる人材の確保・育成を図ります。また、関係人口との関係づくりを推進します。

ウ 豊かな自然環境の持続可能な利活用と継承、環境との共生

過疎地域が有する豊かな自然は人々に多くの恵みをもたらし、癒やしや潤いを与えてくれるとともに、自然災害を抑制し、多様な生物を育んでいます。これらの貴重な財産を次の世代に引き継ぐため、自然環境の保全や多面的機能を維持する取組、自然環境を資源として活用した地域活性化の取組を推進します。

エ 地域固有の文化や生活の知恵の継承

地域に受け継がれてきた伝統工芸や行事、生活の知恵などは、地域の宝であるとともに誇りであり、かけがえのない財産です。このため、地域の伝統文化を次世代に継承する取組を支援するとともに、記録媒体を活用したアーカイブ化の取組を推進します。

② しごと（雇用・経済）

ア 農林水産業の振興と担い手の育成

人口減少・高齢化の進行に伴い、農地や森林の荒廃が課題となっているため、担い手の確保・育成や、ＩＣＴなど新しい技術を活用したスマート農業等により作業の省力化・効率化を進めるとともに、農商工の連携により地域産業６次化を促進し、経営の安定化を推進します。

イ 地域資源をいかした地域産業の振興

豊かな自然や豊富な農林水産物、地域に根ざした誇るべき伝統文化など特色ある地域資源を有する一方、季節による就業機会の偏りなどの課題があるため、地域の特色をいかした産

業の創出を推進するとともに、特定地域づくり事業協同組合の設立等、通年で安定した雇用の確保に資する取組を支援します。

また、自然資源をいかした再生可能エネルギーの導入を推進するとともに、地域経済の循環を生み出す地産地消の取組を支援します。

ウ　観光関連産業の振興

観光関連産業は裾野が広く、地域の様々な業種への経済波及が期待できるため、風光明媚な景観、自然をいかしたアクティビティ、教育旅行の推進などにより観光振興を図ります。

また、温泉地などでリモートワークを活用し、働きながら余暇を楽しむワーケーションを推進します。

エ　地域の特性をいかした企業誘致

きれいな水や空気、豊かな農林水産資源を始め、ＩＣＴやロボットといった新たな技術への先進的な取組など地域の強みをいかした企業誘致を促進します。

③　くらし（生活環境）

ア　地域医療の確保

地域医療の確保は、地域住民の健康保持・増進のため極めて重要です。このため、医師や医療スタッフの確保を図るとともに、病院や診療所間の協力体制の構築、医療機関等の整備、訪問診療・訪問看護等の充実や遠隔診療などＩＣＴを活用した医療提供体制の整備を支援します。

イ　地域包括ケアシステムの構築

高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築を支援します。

ウ　教育環境の充実

豊かな自然環境をいかした体験学習など地域の特性を踏まえた特色ある教育を推進するとともに、地域と連携した人材育成の取組を促進します。

また、高速大容量の通信ネットワークを活用した創造性を育む教育を持続的に実現させる構想（「ＧＩＧＡスクール構想」）等のＩＣＴ環境を活用した教育機会の確保を図ります。

エ　子育て環境の充実

働く親たちの子育てを支援するとともに、地域全体で子どもを育てる文化を大切にしながら多様な主体と連携し、豊かな自然の下で安心して子どもを育てる環境づくりを促進します。

また、インターネット等による情報発信の充実や、地域間・多世代交流の機会を創出し、子育て環境の充実を図ります。

オ　生活交通の確保

通勤、通学、通院、買い物など日常生活に必要な生活交通の維持・確保を図るとともに、デマンドタクシー等、地域の実情に応じた地域生活交通システムの構築を推進します。

カ　地域の生活を支え、経済活動につながる道路の整備

地域住民の安全・安心で快適な暮らしを守り、地域の経済活動や地域内外との交流を支えるため、道路の維持・整備、危険箇所の解消等を図ります。

キ　情報通信基盤の整備と活用

ＩＣＴの進展は、様々な分野における地理的、時間的、距離的制約を解消するため、情報通信基盤の整備・強化を促進します。

また、ＩＣＴを用いた遠隔医療による通院負担の軽減やスマート農林水産業による効率化など、地域の実情に合わせた生活の質の向上やしごとの効率化等を図ります。

ク　県土の保全と安全な暮らしの確保

水源のかん養など多面的機能を有し、自然災害等から人々の生命や財産を守る自然環境、農地、森林等の適切な保全を推進するとともに、治水対策、土砂流出防止対策、雪崩対策等の自然災害への備えにも取り組みます。

また、里山の荒廃等により増加している鳥獣被害対策を促進し、安全で安心な暮らしの確保と農産物の被害防止を図ります。

第２　移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項

１　移住・定住の促進

首都圏との近接性や、過疎地域の豊かな自然やゆとりある生活空間、温かい人柄などの魅力を始め、仕事や空き家等の住まい、子育て環境など、様々な情報を総合的に発信するとともに、若い世代を中心に多様化する移住希望者のニーズにきめ細かく対応するため、首都圏及び県内の相談体制等、受入体制の充実を図ります。また、移住者の受入れやコミュニティづくりを支える団体の活動を支援するなど、市町村とも連携して、移住後も定着できるような環境づくりに取り組みます。

２　地域間の交流

都市住民との交流機会の拡大を図るため、体験型・参加型のイベントや教育旅行等を活用するなど、多様な交流を通じた地域の魅力づくりの取組を支援します。

テレワーク、ワーケーションなど、都市住民が過疎地域での暮らしを体験する機会を通して、新たに地域とつながる機会の創出を推進します。

行政と民間が一体となって実施する取組や、複数の市町村による広域連携の取組を支援します。

３　地域を担う人材の確保・育成

持続可能な地域づくりや地域活性化を促進するため、地域の魅力を伝え、地域課題解決に住民とともに取り組むキーパーソンの発掘・育成を進めます。また、過疎地域の集落を訪問する若者を始め、地域と継続的につながる関係人口や地域おこし協力隊、特定地域づくり事業協同組合など、地域外の人を呼び込み、雇用の確保に資する取組やその活動を支援します。

１　移住・定住の促進

事　業　名	事　　業　　内　　容
福島に住んで。交流・移住推進事業	セミナーやホームページ・SNS 等を通じた本県の魅力の発信や首都圏及び県内での相談体制の整備等に取り組み、本県への移住・定住を促進する。
ふくしま移住支援金給付事業	首都圏から本県への移住を促進し、将来の担い手の確保を図ることを目的として、一定の要件を満たす移住者に対する移住支援金を給付する市町村に対し補助金を交付する。
ふくしまファンクラブ情報発信事業	「ふくしまの応援団」であるふくしまファンクラブの運営、ファンクラブを通じた本県の魅力等の情報発信を行うことにより、本県への理解や共感の輪を広げるとともに関係人口の創出・拡大・深化を促進する。

人の魅力が人を呼び込む関係人口連鎖事業	地域キーパーソンと連携し、県外在住者へ能動的にアプローチすることで主にこれまで福島との関係性が薄い層からのファン獲得を強化し、人の魅力が人を呼び込む好循環を生み出す。
ふくしま若者Uターン促進プロジェクト	首都圏在住の本県出身の若者を対象に、大規模交流会等の開催やオンラインコミュニティの運用により、本県と関わる機会の提供やUターン潜在層におけるコミュニティの形成等を図り、将来的なUターンを促進する。
地域おこし協力隊支援事業	総務省「地域おこし協力隊制度」の活用を推進するため、市町村の受入態勢充実への支援や、現役隊員のスキルアップを図ることにより、協力隊の設置・定着を促進し、定住人口の増加及び地域の活性化を図り、本県の復興加速・創生に寄与する。
特定地域づくり事業協同組合推進事業	県内における特定地域づくり事業協同組合の設立を促進するため、市町村が組合の利用料金収入等の減収分を補填する場合にその経費の一部を補助するとともに、複数町村に跨る組合員により構成される組合に対し、設立前における専門家による伴走支援に係る経費の一部を補助する。
避難地域への移住促進事業	１２市町村に全国から移住者を呼び込むため、全国の移住希望者に対しての情報発信、交流人口・関係人口の拡大、地域における受入態勢の整備等を行う。 １２市町村への移住・定住を促進し、復興を担う人材の確保を図ることを目的として、移住者に対する個人向けの支援金を給付する。
福島県空き家対策総合支援事業	県外からの移住者、県内新婚・子育て世帯等が行う空き家の活用や、空き家の所有者が行う除却等への補助を実施する市町村を支援することにより、移住・定住に向けた住まいの確保への支援や住環境の悪化の防止を図り、福島への新しい人の流れづくりや結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりに寄与する。

２　地域間の交流

事　業　名	事　　業　　内　　容
転職なきふくしまぐらし。総合推進事業	本県と首都圏の個人・企業との関係性の構築に向け、テレワークや副業等の新たな働き方を切り口とした多様な機会を創出することにより、関係人口の拡大と「転職なき移住」の促進を図る。
ふくしま関係人口拡大・深化プロジェクト	県・市町村等が行う関係人口創出に向けた事業の情報を集約したポータルサイトを構築するとともに、事業参加者へ新たなイベント情報をプッシュ型で配信することで継続的な来県等を促し、関係性の深化を図る。

	また、市町村等を対象とした研修会の開催等により、受入体制の強化を図る。

３　地域を担う人材の確保・育成

事　業　名	事　　業　　内　　容
中山間地農業ルネッサンス推進事業（農村振興）	農村における地域づくりの取組を推進するため、有識者を招いた農村地域振興セミナーを開催する他、複数の集落の機能を補完する農村 RMO の形成と自立・自走化を支援する。

第３　産業の振興

１　農林水産業の振興

小規模でも多様な農業に取り組める農業生産基盤の整備や遊休農地等の発生防止、再生利用により優良な農地を確保するとともに、用水路等の農業用施設や山腹水路、農道の整備や鳥獣被害防止対策の推進などを図ります。

また、新規就農の促進や女性の参画推進など多様な担い手の育成・確保を図るとともに、経営形態の複合化、２次産業・３次産業との連携や生産・加工・販売を一体化する地域産業６次化を進め、農林漁業者の所得向上、農林水産業への雇用促進・定着を図ります。

農産物の安全・安心を確保するための取組として、放射性物質の吸収抑制対策や米、野菜、畜産物等のモニタリング検査を継続するとともに、生産者等による自主的な検査を支援します。

また、自立的かつ経営感覚に優れた担い手に対して、重点的な支援を実施するとともに、地域特性をいかした作付けを拡大し、収益性の高い園芸や畜産、菌茸類の生産を支援します。稲作については、気象条件に適した品種の作付けや加工用米や酒造好適米、米粉用米、飼料用米など、需要に即した特色ある多様な米づくりを推進します。また、高付加価値農業の確立を図るため、気象特性等に適した新規作物の導入や県育成オリジナル品種等を活用した地域特産物の生産及び農産物の加工等を推進します。

流通・販売においても各関係機関の連携の下、国内外への積極的な展開を図る一方、県民に新鮮で安全な農産物を提供するための直売施設や流通体制の整備を行い、地産地消を推進します。

また、農家民宿の開設など、観光産業との連携や棚田などの地域資源をいかした交流を積極的に行うとともに、加工や販売などを行う地域産業６次化等により、食を通じた地域の活性化を図ります。

林業については、森林の機能が持続的に発揮できる林業経営を進めるため、放射性物質の拡散抑制対策、林道・作業道等の整備、施業の集約化、機械化の推進による生産性の向上を図ります。

また、担い手確保のため、就業条件の改善や研修等を行うなど、林業事業体の経営基盤の強化、経営意欲の喚起を図ります。あわせて、県産木材利用の普及啓発を行い、公共事業や住宅での活用を図るなどの利活用を推進します。

特用林産物としてのきのこや山菜等の産地化を推進し、栽培指導の推進、施設整備や商品開発の支援、放射性物質検査体制を支援することで、安全な特用林産物の消費拡大を図ります。

水産業については、資源減少、燃油高騰、魚価の低迷、漁業就業者の高齢化などに対応するため、漁業への新規就業を進めるとともに、漁業経営能力の向上を図るほか、持続可能な経営を続けるための省エネ型の漁業への転換に向けた施設整備を推進します。

また、緊急時モニタリングを継続しながら、新たな魚種の養殖技術開発、養殖魚の品質向上のための種苗生産技術開発に取り組むなど、水産業の活性化を推進します。あわせて、野生動物や外来魚による被害防止活動を支援します。

なお、農林水産業の産地の競争力を強化するため、先端技術を活用した生産体系の確立やＩＣＴ、ロボット等を活用した自動化・省力化に向けた取組など、スマート農林水産業の普及を図ります。

２　地域産業の振興

過疎地域の地域資源をいかした和紙、編み組細工、織物、酒造業等の伝統産業において、新商品の開発や後継者育成、異業種産業間の交流を行う等の地域産業の持続、発展に向けた取組を支援するとともに、観光産業と連携した地域ブランドの形成、地域に根ざした産品を広く販売することにより地域の魅力向上を図ります。

また、地域産業とそれに従事する人材を確保するため、特定地域づくり事業協同組合の設立及び組合を活用した取組を支援します。

３　企業の誘致及び新たな産業の振興

立地条件が不利な過疎地域にも企業を誘致できるよう、金融融資制度や税制優遇の活用を促し、豊かな自然環境、豊富な農林水産資源などの地域特性をいかした企業誘致を推進するとともに、地域資源を活用した新たな事業展開や、地域住民、学生、ＮＰＯ等の多様な主体による環境、農業、商業、医療福祉、教育など様々な分野の新規起業を支援します。

製造業に代表される本県の産業基盤や、県立医科大学・会津大学などの高等教育機関と連携する産業の集積を基本としながら、医療・福祉機器産業、再生可能エネルギー関連産業等の研究、生産拠点機能の誘致を推進します。

情報通信関連企業のサテライトオフィス開設や、遊休施設等を活用したコワーキングスペースやシェアオフィスなどのテレワークを可能とするための拠点整備を支援し、交流人口及び関係人口の拡大と雇用の創出を促進するとともに、高齢者福祉を充実させるサービスの提供や地域の課題解決を促すコミュニティビジネスの取組等を支援します。

再生可能エネルギー関連分野では、産学民官ネットワークの強化を図りながら、新規事業開拓等に向けた取組を支援します。また、林地残材等未利用森林資源の安定供給体制づくりに取り組むとともに、木質ペレットなどの資源の有効活用に必要な加工施設等の整備等を支援します。

４　商業の振興

地域と密接な関わりを持つ商店街は、商業機能のほか、地域住民の交流等のコミュニティ機能を持つことから、市町村や商工団体と連携して地域の特色に応じた魅力ある商店街づくりを支援します。

持続可能な歩いて暮らせるまちづくりの実現のため、特に規模の大きな小売商業施設は各生活圏の都市機能が集積されている地域に誘導する一方で、全ての地域で生活必需品を無理なく買うことができるまちづくりの実現を目指し、商業機能の確保や買い物支援に関する取組を支援します。

５　観光関連産業の振興

自然環境や景観の保全に十分配慮しながら、本県が有する豊かな自然環境、景観、歴史、温泉、文化、食などの「地域の宝」をいかし、地域が主体となって地域独自の観光素材を発掘し、磨き上げ、新たな観光の魅力として提案・発信する着地型観光を推進するとともに、観光拠点となる施設の整備に努めます。

近年のアウトドア、体験型観光、健康、環境、教育、家族、個人旅行などの観光ニーズの志向の変化に対応した観光産業の振興を目指すとともに、地域資源を活用した教育旅行の誘致活動を推進します。

さらに、観光資源の新たな発掘や埋もれた資源の再生などに努め、観光サービスの向上に向けたおもてなしの充実を図る取組を支援するとともに、国内外への正確な情報発信を行い、風評の払拭に努めます。

その他、東アジアや東南アジアを始めとする海外へのプロモーション活動などを推進するとともに、外国人観光客の受入体制の整備を進めます。

１　農林水産業の振興

事　業　名	事　　業　　内　　容
ふくしま型農業ＤＸ推進事業	人口減少が進行する中、少ない担い手による営農の展開には、スマート農業技術の更なる推進が不可欠であることから、担い手における導入の一層の加速化に向けて、技術の実証から普及、情報発信、人材の育成、広く活用できる仕組みづくりに至る総合的な取組を実施する。
新規就農者育成総合対策事業	若い世代の農業への参入を促すため、就農前の研修期間（２年以内）及び経営が不安定な就農直後（３年以内）に給付金を交付する。
ふくしま集落営農活性化プロジェクト促進事業	農業者の高齢化や担い手の減少が進む中、将来にわたって農地を持続的に活用し営農が継続できるよう、集落営農の活性化に向けたビジョンづくり、その実現に向けた組織体制の強化、収益力向上に向けた取組、効率的な生産体制の確立等を総合的に支援する。
地域の力で進める！鳥獣被害対策事業	農作物等被害防止のために、地域における取組に対する助言・指導や活動の中心となる人材の育成と地域づくりを行うとともに、鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画を作成した市町村等協議会が実施する鳥獣被害防止活動を支援する。
鳥獣被害対策強化事業	近年、野生鳥獣の生息域拡大に伴い、広域的な鳥獣被害拡大防止が求められているため、より高度な専門知識を有する市町村専門職員を育成し、地域に根差した効果的な対策を行う活動を支援するとともに、特に大きな被害が発生しているイノシシ等について、市町村が行

	う有害捕獲や生息状況調査等を支援し、総合的な取組を推進することで農作物の被害防止を図る。
「ひと・もの・地域」まるっと６次化推進事業	農林漁業者等の所得向上と地域産業振興を図るため、「第４期ふくしま地域産業６次化戦略」に基づき、地域産業６次化実践者の育成や多様な関係者が連携した商品づくり等を支援し、若者や女性の視点を活かしながら地域産業６次化を一層支援する。
ふくしまグリーン・ツーリズム推進事業	本県グリーン・ツーリズムの復興に向けて、受入団体や関係機関等による推進会議や視察研修会、モニターツアーの開催などにより、受入体制の強化や情報発信を行う。
オリジナルふくしま水田農業推進事業	本県稲作農家の経営安定化を図るため、「福､笑い」を始めとする県産米の食味・品質向上の取組や、「福乃香」等県産酒造好適米を原料とした酒造りの推進など、県オリジナル水稲品種を中心とした産地における取組を支援する。
オールふくしまの酒づくり支援事業	「福乃香」等の県オリジナル酒造好適米による「オールふくしまの酒づくり」に必要な機械・機器の整備等を支援するとともに、「オールふくしまの酒づくり」を加速するため、関係部局が一体となって、県外産の「山田錦」に替わる県オリジナル酒造好適米の品種開発に取り組む。
風評に打ち勝つ園芸産地競争力強化事業	東日本大震災等による風評に打ち勝つためには、「ふくしま」ならではのブランド確立に向けた出荷時期の長期化や品質向上のための施設化の推進、特色ある品種・品目の新たな導入など生産基盤の強化を図り、園芸産地の競争力を高めていくことが必要であることから、作付実証に係る経費や施設・機械の導入に必要な経費等を支援する。
産地生産力強化総合対策事業	震災前よりも更なる産地の生産力強化を図るため、園芸振興推進体制の構築や県オリジナル品種の導入、各種作物の産地規模の拡大、省力・低コスト化、高品質化のための機械・施設の導入など、生産の拡大に直結する取組を支援する。
内水面漁業被害防止対策事業	内水面魚類資源は内水面漁業と遊漁により過疎地域の地域振興と地域産業を支えているが、近年、カワウ、外来魚により大きな被害を受けているため、内水面漁業協同組合等が行うカワウや外来魚の被害防止対策事業に対して補助を行う。

渓流魚等増殖基金事業	渓流魚資源は内水面漁業と遊漁により過疎地域の地域振興と地域産業を支えているが、電源地域である阿賀川水系は、数多くの発電用ダムで分断されており、魚類の増殖が妨げられていることから、豊かな資源を再生するため、種苗を放流する。
経営体育成基盤整備事業	農業の競争力を強化するため、担い手への農地集積・集約化や農業の高付加価値化等を推進し、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を農地中間管理機構と連携しつつ実施する。 ○浮金第二地区 区画整理工 56.9ha ○沢井地区 区画整理工　89.9ha
経営体育成促進事業	農業従事者の高齢化、後継者の不足など農業情勢が大きく変化していることから、ほ場整備事業の実施にあたって、農地流動化施策との連携を図り、農業構造の将来展望を踏まえた土地利用調整を促進し、担い手への農地の集積により、生産性の高い水田農業を確立する。 ○浮金第二地区 調査・調整事業　１式 指導事業　１式 ○沢井地区 調査・調整事業　１式 指導事業　１式 促進事業　１式
農地中間管理機構関連農地整備事業	農業従事者の高齢化、後継者の不足などに伴い、農地中間管理機構への農地の貸付が増加することが見込まれている中で、借り手となる担い手の効率的かつ安定的な営農が可能となるよう、農地中間管理機構が借り入れている農地について、大区画化等の基盤整備を実施する。 ○飯豊上地区 区画整理工 12.4ha ○只見地区 区画整理工 26.4ha ○梁取地区 区画整理工 50.1ha ○荒海地区 区画整理工 130.9ha ○鴇巣地区 区画整理工 42.1ha ○外槇地区 区画整理工 27.8ha ○北屋敷地区 区画整理工 22.7ha ○上北方地区 区画整理工 35.0ha

復興基盤総合整備事業	東日本大震災による津波被災、地盤沈下、原子力災害からの農業・農村の復興・再生を推進するため農地・農業用施設の整備を総合的にかつ迅速に実施する。 ○藤橋地区 区画整理工 40.2ha ○加倉地区 区画整理工 45.4ha ○浪江南地区 区画整理工 69.5ha ○佐須地区 区画整理工 41.8ha ○上飯樋地区 区画整理工 31.0ha ○古道地区 区画整理工21.4ha ○川内地区 区画整理工54.4ha ○葛尾地区 区画整理工39.7ha ○楢葉地区 区画整理工60.1ha、パイプライン109.6ha、支線用水路補修13.0km ○請戸地区 区画整理工104.2ha ○幾世橋地区 区画整理工33.8ha ○田尻地区 区画整理工64.1ha ○高瀬地区 区画整理工 39.2ha
中山間地域総合整備事業（県営）	中山間地域において、農業の生産活動を持続させ、食料の安定供給や水源のかん養、洪水防止機能などの多面的機能の発揮を確保するため、生産基盤の整備と生活環境基盤及び農村の活性化に必要な施設の整備を総合的に実施する。 ○南会津西部地区 用排水 L=16,970m、農道L=10,850m、ほ場整備A=5.9ha、農集排L=2,210m、情報基盤施設N=2基 ○下郷地区 用水路工 L=1,152m 営農飲雑 ２箇所 情報基盤施設一式 ○柳津中・南部地区 用水路工 L=2,731m、農道工 L=370m、防火水槽 N=1 ○ただみ南地区 用排水路工 L=555m、ほ場整備 A=1.7ha、防火水槽 N=2 基

林業アカデミーふくしま運営事業（行政経費）	本県の森林再生や林業・木材産業の成長産業化の実現に必要な林業人材を育成するため、林業アカデミーふくしまにおける研修を実施する。 林業アカデミーふくしまにおける研修を運営するための事業を実施する。 １　研修ニーズの把握、カリキュラムの改善等の運営支援を行う林業アカデミーふくしま運営会議を開催する。 ２　林業アカデミーふくしまにおける研修を実施する。 ３　林業アカデミーふくしまの研修生確保に向けてオープンキャンパス、新聞広告掲載、ＰＲ資材や映像を作成する。
森林整備担い手対策基金事業費	森林整備を担う者の福利厚生の充実及び森林整備を担う者の確保・育成に関する事業を森林整備担い手対策基金の活用により実施する。 また、林業技能検定手数料や講習会等の支援を行い、林業従事者の定着を図る。
林業就労環境整備支援事業	森林整備を担う者の確保・育成に関する事業を森林環境譲与税の活用により実施する。 １　林業従事者の定着を図るため、就労環境の改善を実施（デジタル技術の導入等）する林業事業体を支援する。 ２　労働安全を確保する取組を支援することで、林業従事者の定着を図る。 ３　施策の効果的な実施のため、林業事業体等の現状や本事業の実施効果等について調査・分析を行う。 ４ 林業人材を育成するため、林業アカデミーふくしま就業前長期研修生の受講環境の整備を支援する。
林業専用道整備事業	開設 7 路線 上古屋線　幅員 3.6m　延長 320(1,361.7)m 桜窪線 幅員 3.6m 延長 0(800)m 平沢線 幅員 3.6m 延長 575m 疣石線 幅員 3.6m 延長 0(200)m 沢尻 1・2 線 幅員 3.6m 延長 0(100)m 数間沢木戸沢線 幅員 3.6m 延長 0(300)m
ふくしま森林再生事業	間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を行う。

２　地域産業の振興

事　業　名	事　　業　　内　　容
中小企業制度資金貸付金（ふくしま産業育成資金）	事業の成長・発展を目指す中小企業者に対して、低利､低保証料の融資制度を実施し、金融機関を通じた資金供給を円滑にし金融面から支援を行う。
専門家活用経営支援事業	様々な経営課題を抱える県内中小企業者等に対して、専門家を派遣し課題解決に必要な助言、支援を実施する県商工会連合会や県産業振興センターなどの中小企業支援機関に対して、専門家派遣に要する費用を補助することで、中小企業者等の持続的な成長を促進させる。
経営支援プラザ等運営事業	コラッセふくしま内に、「福島県経営支援プラザ」を設置してコンサルティングサービス事業等を実施することにより、復興に向けた中小企業者等が抱える様々な経営課題にワンストップで支援を行う。
ふくしま県産品再生支援事業	東日本大震災による原子力災害以降、低迷が続く県産品の風評払拭、販路の拡大・開拓を図るため、展示会出展や商品開発支援等の取組を一体的に実施する。
チャレンジふくしま首都圏情報発信拠点事業	風評払拭と本県のイメージ回復、震災の風化防止のため、首都圏情報発信拠点「日本橋ふくしま館」の円滑な運営を行いながら、集客力のある企画・催事等の実施や、多彩な観光情報、復興に向かう「ふくしまの今」など効果的な情報発信を図る。
県産品海外販路拡大事業	東日本大震災に伴う原発事故及びALPS処理水放出による風評等の懸念がある中、継続して本県産品の安心・安全を発信するほか、政府が「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）で設定した2030年の輸出目標（農林水産物・食品の輸出額5兆円等）に向けて、県産農産物や県産酒をはじめ、県産品の品質の高さやおいしさなどの魅力を伝えるプロモーションを実施することにより、海外における県産品の更なる販路拡大を図る。
県産品販路開拓事業	県産品の風評払拭と販路開拓・拡大を図るため、県内事業者の海外展開や県外の販路開拓をサポートするとともに、県産品の展示販売を行う県観光物産館を管理運営する。
県産品国内販路拡大・情報発信事業	全国的に高い評価を受けている日本酒、醤油などの県産品の更なる販路拡大・情報発信に取り組むとともに、伝統産業・地場産業における需要減や人材・後継者不足など県産品を取り巻く課題解決を図るなど、更なる県産品の振興に取り組む必要がある。

３　企業の誘致及び新たな産業の振興

事　業　名	事　　業　　内　　容
地域総合整備資金貸付事業 （ふるさと融資）	(一財)地域総合整備財団の支援を得て、地域振興に資する民間事業活動等に対して無利子資金の貸し付けを行い、活力と魅力ある地域づくりを推進する。
ふくしま産業活性化企業立地促進事業	工場等の新・増設を行う企業を支援し、雇用の創出を通じて地域経済の活性化を図るため、建物、機械設備の設置等の取得経費の一部を補助する。過疎地域においては投資要件及び雇用要件を緩和することで、より効果的な制度の運用を図る。

４　商業の振興

事　業　名	事　　業　　内　　容
商店街活性化支援事業	商店街の魅力向上のため、商店街等が空き店舗対策事業を実施する場合に、市町村を通して補助金を交付する。
まちなか賑わい創業促進事業	まちなかで空き店舗等を活用して創業し、にぎわいを生み出すために必要な知識や技術等を学ぶための講座を実施する。 また、まちづくり等に取組む団体等に対して各分野の専門家を派遣する他、先進的事例の共有等を行う会議を開催し、課題解決を支援する。

５　観光関連産業の振興

事　業　名	事　　業　　内　　容
観光関連団体連携推進事業	民間事業者や市町村等と連携し、本県が誇る観光資源の国内外への強力なプロモーションを展開する観光キャンペーン等を実施する。
コンベンション開催支援事業	県内で開催されるコンベンション・エクスカーションに対して補助を行うことによって、本県に実際に来る機会の創出を促進し、交流人口拡大や県内消費拡大につなげ、県内誘客・風評払拭を図る。
福島インバウンド復興対策事業	東日本大震災による根強い風評、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンド入込の激減、ＡＬＰＳ処理水の海洋放出決定による新たな風評発生の懸念など、本県が直面する複合的な課題に対し、第１期復興・創生期間の事業によるレガシーを更に深化させ、誘客のフェーズを意識した戦略的なインバウンド誘致を展開することで、本県の観光復興を加速化させる。

教育旅行復興事業	本県の教育旅行入込数は震災・原発事故による風評の影響により大きく落ち込み、令和６年度の延べ宿泊者数が震災前の７１％（平成２１年度比）にとどまっていることから、本県へ教育旅行を誘致するため、県内で宿泊を伴う教育旅行を実施する県外の学校に対して、バス経費の一部を補助する。また、本県ならではの教育旅行プログラム「ホープツーリズム」を核にしたモニターツアー等を実施するとともに、学校や旅行会社への継続的な情報発信・営業活動を行う。

第４　地域における情報化

１　情報通信基盤の整備・維持

過疎地域における携帯電話、放送、ブロードバンド等情報通信基盤の整備と維持について、都市部との格差の是正を図ることで住民の生活と産業・流通の持続的な発展の基盤とします。

２　ＩＣＴ及びデータの活用

(1)　安全・安心、健康な暮らし

過疎地域においても安全・安心で健康な暮らしを実現するため、ＩＣＴ及びデータを活用し、質の高い医療、福祉、教育等の行政サービスの提供、防災情報、高齢者の安否確認、災害時・緊急時の非常連絡手段の確保等を推進します。

(2)　産業振興・地域活性化

活力に満ちた地域づくりを進めるため、ＩＣＴ及びデータを活用し、住民の買い物環境や移動手段の確保、就業や起業を含めた移住・定住対策等を積極的に推進します。

また、特産品等の地域情報の積極的な発信を行い、地域の活力の向上と交流人口の拡大を図ります。

(3)　教育・ＩＣＴ人材育成

住民の情報リテラシーの向上を図るため、学習機会の提供や相談体制の充実を図ります。

(4)　行政のデジタル化

行政手続のオンライン化やウェブ会議など、新たなＩＣＴの導入により、県民が享受できるサービスの向上や平準化を図ります。

１　情報通信基盤の整備・維持

事　業　名	事　　業　　内　　容
携帯電話通話エリア広域ネットワーク化事業	高度情報化社会における必要最低限の社会インフラとして、県民が携帯電話を利活用できるよう通話エリアの広域化を図る。

２　ＩＣＴ及びデータの活用

事　業　名	事　　業　　内　　容
オールふくしまスマートシティ推進事業（オンライン申請サービス）	申請先が散在する県及び市町村のオンライン行政手続のUI統合・一本化を図り県民の利便性向上を図る。
ＩＣＴアドバイザー市町村派遣事業	ＩＣＴの専門家を派遣し、市町村がＩＣＴを推進する上での課題について、解決策を提案する。

ＩＣＴ推進市町村支援事業	市町村がＡＩ等の先端技術を活用し、行政課題の解決を図るために実施する事業に対して補助する。
デジタルデバイド解消事業	高齢者の情報活用能力の習得・向上を支援し、ＩＣＴを活用した地域活性化の促進を図るため、市町村や会津大学、関係機関と協力して情報リテラシー向上教室を行う。また、地域のデジタルサポーターを育成する。

第５　交通施設の整備、交通手段の確保の促進

１　生活交通の確保（道路等）

過疎地域とそれ以外の地域間を結ぶ生活幹線道路の整備を促進し、円滑な地域間交流等を支援します。また、地域産業の振興に資する道路や地域内の集落を結ぶなど日常生活の基盤を支えるのに必要な道路の維持、整備を推進します。

会津地方を中心とする豪雪地域においては、積雪等による影響を考慮した道路の整備や除雪体制を充実するとともに、交通障害を防ぐ防雪施設の整備等を進めます。

２　生活交通の確保（公共交通機関等）

バス事業者が運行する広域的・幹線的なバス路線を支援するとともに、地域の実情に応じた市町村営バス、委託バス、デマンド型乗合タクシー（需要に応じて柔軟に運行する利用者主導型のタクシー）などの生活交通対策事業を進めます。

また、過疎地域において、ＡＩ等を活用した新たな交通手段を導入するための取組を支援します。

会津鉄道、阿武隈急行などの地域鉄道における地域と一体となった利便性向上や利用促進に向けた取組を支援し、沿線地域等の活性化に努めます。

本県の７つの地域の相互連携を強化する機能を有するＪＲ在来線の東北本線、常磐線、磐越東線、磐越西線、水郡線及び只見線の利用促進に努め、沿線地域等の活性化を図ります。

１　基幹的な市町村道等の整備

事　業　名	事　　業　　内　　容	市町村名等
１市町村道 （県代行）	過疎地域とそれ以外の地域間を結ぶ生活幹線道路（県が代行して整備する市町村道を含む）、地域産業の振興に資する道路や地域内の集落を結ぶなど日常生活の基盤を支えるのに必要な道路の整備を推進する。 (1) 改良　３路線　6,145m 北山大塩線　　幅員 5.5(7.0)m　延長 3,720m 磐梯大谷線　　幅員 5.5(8.5)m　延長 2,000m 宇内沼越線　　幅員 5.5(7.5)m　延長　425m	 北塩原村 磐梯町 会津坂下町

２　県道等の整備

事　業　名	事　　業　　内　　容
１国道 （県管理分）	(1) 改良　１０路線　60,384m 国道 121 号(下郷田島ＢＰ)　幅員　7.0(13.5)m　延長　11,100m 国道 288 号(船引ＢＰ)　幅員　6.5(11.0)m　延長　6,800m 国道 114 号(椚平)　幅員　6.0(9.8)m　延長　5,400m 国道 289 号(入叶津道路)　幅員　6.0(9.0)m　延長　7,810m 国道 400 号(沼新田)　幅員　6.0(8.0)m　延長　1,080m 国道 459 号(堂山ＢＰ)　幅員　6.0(8.0)m　延長　2,300m 国道 459 号(藤沢)　幅員　5.5(7.0)m　延長　1,700m 国道 459 号(見頃)　幅員　5.5(7.0)m　延長　1,473m

	国道 352 号(福渡)	幅員	6.0(9.3)m	延長	1,580m
	国道 289 号(江竜田)	幅員	6.0(7.5)m	延長	4,200m
	国道 118 号(並木)	幅員	6.5(10.5)m	延長	1,270m
	国道 289 号(富山)	幅員	6.0(10.0)m	延長	1,320m
	国道 289 号(田中)	幅員	6.5(11.5)m	延長	400m
	国道 352 号(見通)	幅員	6.0(9.3)m	延長	780m
	国道 289 号(大倉)	幅員	6.5(10.3)m	延長	450m
	国道 121 号(大島乙)	幅員	6.0(7.0)m	延長	190m
	国道 349 号(五十沢)	幅員	6.0(8.0)m	延長	2,500m
	国道 252 号(上大牧外)	幅員	6.5(8.5)m	延長	2,199m
	国道 400 号(西方)	幅員	5.5(8.7)m	延長	920m
	国道 400 号(小栗山)	幅員	5.5(7.0)m	延長	680m
	国道 459 号(大綱木)	幅員	5.5(7.0)m	延長	1,100m
	国道 352 号(たのせ)	幅員	6.0(9.0)m	延長	240m
	国道 459 号(西新殿)	幅員	6.0(9.3)m	延長	1,720m
	国道 352 号(中山峠)	幅員	6.0(7.5)m	延長	2,200m
	国道 459 号(上町)	幅員	6.0(11.0)m	延長	972m
2県道	(1) 改良　４３路線　70,218m				
	落合浪江線(高瀬)	幅員	6.0(9.8)m	延長	800m
	浪江鹿島線(西台)	幅員	6.0(9.8)m	延長	950m
	長塚請戸浪江線(幾世橋)	幅員	6.0(9.8)m	延長	650m
	小野富岡線(西ノ内)	幅員	6.5(11.0)m	延長	5,000m
	小野富岡線(五枚沢２)	幅員	6.5(9.0)m	延長	3,200m
	幾世橋小高線(北幾世橋)	幅員	6.0(10.0)m	延長	3,500m
	浪江三春線(小出谷)	幅員	6.0(8.0)m	延長	6,000m
	北山会津若松線(熊倉)	幅員	6.0(10.0)m	延長	3,100m
	会津若松裏磐梯線(桧原３)	幅員	6.0(10.0)m	延長	1,140m
	喜多方西会津線(峯)	幅員	6.0(8.0)m	延長	2,080m
	喜多方西会津線(小舟寺)	幅員	6.0(8.0)m	延長	1,100m
	小林舘の川線(亀岡)	幅員	6.0(8.0)m	延長	300m
	丸森梁川線(高倉)	幅員	6.0(10.0)m	延長	740m
	郡山大越線(芦沢)	幅員	6.0(9.8)m	延長	720m
	北方遅沢線(永田)	幅員	5.5(9.3)m	延長	2,000m
	矢祭山八槻線(赤沢橋)	幅員	6.5(10.5)m	延長	317m
	大内会津高田線(上中川２)	幅員	6.0(10.0)m	延長	990m
	喜多方会津坂下線(四奈川)	幅員	6.0(9.8)m	延長	1,000m
	喜多方会津坂下線(米室)	幅員	6.0(11.0)m	延長	50m
	米沢猪苗代線(早稲沢)	幅員	5.5(8.0)m	延長	1,000m
	熱塩加納会津坂下線(半在家)	幅員	5.5(9.3)m	延長	1,020m
	喜多方会津坂下線(米室)	幅員	6.0(12.0)m	延長	330m
	月舘川俣線(羽田２)	幅員	5.5(7.0)m	延長	800m
	会津坂下山都線(河原田)	幅員	6.5(11.0)m	延長	800m
	喜多方河東線(赤枝)	幅員	5.5(9.0)m	延長	1,033m
	喜多方河東線(熊倉)	幅員	5.5(9.3)m	延長	660m
	霊山松川線(上小国)	幅員	5.5(7.5)m	延長	460m
	平松梁川線(塩野川橋)	幅員	6.0(16.0)m	延長	472m
	石川鴇子線(矢造２)	幅員	6.0(8.0)m	延長	700m
	白河石川線(王子平)	幅員	6.0(9.5)m	延長	393m
	曲木中野目線(曲木)	幅員	6.0(8.0)m	延長	210m
	石井大子線(茗荷２)	幅員	5.5(7.5)m	延長	490m
	須賀川矢吹線(天開)	幅員	6.0(8.5)m	延長	970m
	高萩塙線(木野反)	幅員	5.5(7.0)m	延長	2,410m

	勿来浅川線(遠ヶ竜)　幅員　5.5(7.5)m　延長　900m 会津若松三島線(久保田)　幅員　4.0(5.0)m　延長　360m 滝谷桧原線(桧原ＢＰ)　幅員　6.0(8.0)m　延長　1,600m 会津若松三島線(大谷ＢＰ)　幅員　6.0(8.0)m　延長　1,100m 湯野上会津高田線(坂下)　幅員　4.0(5.0)m　延長　1,200m 藤小椿線(長窪)　幅員　4.0(5.0)m　延長　840m 飯谷大巻線(檜原)　幅員　4.0(5.0)m　延長　1,680m 喜多方会津坂下線(沢部)　幅員　6.0(9.3)m　延長　1,070m 会津若松裏磐梯線(金山３)　幅員　6.0(8.0)m　延長　1,680m 奥川新郷線(中町)　幅員　6.0(8.0)m　延長　1,550m 上郷下野尻線(樟山)　幅員　6.0(8.0)m　延長　1,360m 熱塩加納山都西会津線(一ノ俣橋) 幅員　5.5(7.0)m　延長　1,347m 壺楊本町線(関都)　幅員　6.0(10.0)m　延長　1,736m 会津若松裏磐梯線(更科)　幅員　6.0(8.0)m　延長　2,000m 下郷会津本郷線(栄富)　幅員　6.0(10.0)m　延長　600m 戸赤栄富線(戸赤)　幅員　5.5(7.0)m　延長　220m 栗山舘岩線(水引)　幅員　3.0(4.2)m　延長　3,500m 浪江三春線(湯殿)　幅員　5.5(8.5)m　延長　210m 会津坂下会津本郷線(荒井)　幅員　6.0(9.5)m　延長　600m 喜多方会津坂下線(三谷)　幅員　7.5(10.0)m　延長　500m 壺楊本町線(八反田)　幅員　6.0(10.0)m　延長　710m
３農道	農道を整備することにより、農産物等の集出荷の合理化、消費地へのアクセス改善を図る。 (1) 農道新設　１路線　道路幅員 8.0m　延長 428.5m
４林道	(1) 開設　５路線 北塩原・磐梯線（北塩原工区）　幅員 5.0m 延長 1,086(1,026)m 新鶴・柳津線　幅員 5.0m 延長 0(179)m 田島・舘岩Ｉ線　幅員 5.0m 延長 0(842)m 大滝線　幅員 5.0m　延長 891(1,370)m 七ヶ岳線　幅員 5.0m　延長 620m

３　生活交通の確保

事　業　名	事　　業　　内　　容
防雪施設整備事業	会津地方を中心とする豪雪地域において、除雪体制を充実するとともに、交通障害を防ぐ防雪施設の整備等を推進する。
生活路線バス運行維持のための補助事業	国の地域公共交通確保維持改善事業と協調して、地域間交通ネットワークを形成する幹線系統を支援することにより、県民の生活の足を確保する。
市町村生活交通対策のための補助事業	住民の生活交通の確保を図るため、市町村が地域の実情を踏まえて主体的に行う生活交通対策事業について、運行欠損額に対して補助金を交付するとともに地域公共交通計画の策定や実証事業による地域公共交通の活性化や再生を目指す市町村を支援する。

公共交通人材確保支援事業	公共交通事業の運転手等の人材を確保し、地域公共交通の維持・確保を図るため、事業者が行う採用活動、運転手等のスキルアップ等に係る研修、職場環境改善等に係る取り組みを支援する。
鉄道軌道輸送対策事業	第三セクター鉄道事業者等が実施する安全輸送を確保するために行う施設設備整備や更新に対して、国や関係自治体と協調して支援を行い、県民の生活交通の維持確保を図る。
阿武隈急行緊急保全整備事業	阿武隈急行（株）が実施する安全輸送を確保するために行う設備整備や車両更新等に対し、国及び関係自治体と協調して支援を行い、県民の生活交通の維持確保を図る。
野岩鉄道経営安定化補助事業	野岩鉄道（株）の安定的な経営維持を目的に、栃木県及び会津１７市町村と連携した支援策として、当該年度の経常損失額に対する支援を実施し、もって県民の交通手段の確保を図る。
会津鉄道経営安定化補助事業	会津鉄道（株）の安定的な経営維持を目的に、会津１７市町村と連携した支援策として、当該年度の経常損失額に対する支援を実施し、もって県民の交通手段の確保を図る。
ひとつ、ひとつ、つなげる、只見線利活用事業	日本一の「地方創生路線」を目指して、これまで実施してきた企画列車、特別ツアー、プロモーション事業や学習列車を継続しつつ、新たに、DC に向けて只見線応援団を対象としたツアー等を実施するなど、県内外はもとより国外も含めた多くの方と、一本につながった只見線を通じたつながりを創出し、沿線地域の活性化と只見線の継続的な運行を図る。

第６　生活環境の整備

１　生活環境の維持保全

将来にわたり水道水の安定供給が図られるよう、水道施設の整備や災害に強い水道施設の改修、未普及地区の解消のための水道事業の再編成などの経営基盤の強化を促進します。また、井戸水等の衛生対策を推進します。

下水道施設及び農業集落排水処理施設については、集落の規模や、生活環境への影響、自然環境や公共用水域への影響を勘案した整備を進めます。下水道、農業集落排水等集合処理計画区域以外の区域にあっては、合併処理浄化槽の整備を推進します。

周辺の環境に配慮しつつ、一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を含む）の計画的な整備及び広域処理体制の整備や計画的な維持管理を推進します。

紙ごみ等の分別の徹底、生ごみの水切りの徹底や堆肥化など、家庭や事業者で取り組む排出抑制対策の普及を図り、廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進していくとともに、粗大ごみ等の不法投棄防止対策を実施し、美しい自然環境の保全を図ります。

さらに、将来の人口推計を考慮した火葬施設の整備と施設老朽化に伴う補修を行うなど、適切な運用に努めます。

２　消防救急体制の整備

消防救急体制については、広域消防機関の設置により消防や救急体制の効率的な運用、拡充強化が進められていますが、地域における青年・壮年層の減少に伴う消防団等の弱体化が進んでおり、消防団の団員確保や、消防ポンプ、消防車両及び消防水利施設の整備など、消防力の充実に努めます。

広域消防機関においては、消防力の充実強化と広域応援体制の整備、救急救命士の養成に努め、医療機関との連携強化による救急体制の充実を図ります。

また、ヘリコプターによる消火活動や人命救助、患者の搬送などが迅速に行えるよう、関係機関との連携を強化し、地域の消防救急医療体制の充実を図ります。

災害時における通信機能を確保するため、市町村防災行政無線等の整備を進めるとともに、社会環境の変化に対応した防災情報体制の充実強化を図ります。

さらに、地域の防災力の向上を図るため、自主防災組織等の充実強化を行うとともに、防災訓練などを通した災害時の要支援者への対応を強化することに努めます。

３　地域、環境の保全

高い水源かん養機能を持つ過疎地域の森林保全及び生物の多様性を保護するため、水源地の環境保全を進めるとともに、生活排水等の適切な処理や身近な河川における水環境保全等についての住民への意識啓発のほか、県内にも広く分布する棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図るため、エコツーリズムなどの自然体験、自然環境について学ぶ機会の提供を推進します。

治水対策としての河川改修を進めるとともに、土砂災害を防ぐための砂防事業、地すべり対策事業、治山事業、急傾斜地崩壊対策事業や雪崩災害を防ぐための雪崩対策事業を進めます。

また、農業生産活動を継続するために必要な農地や農業用水路等の保全管理が、年々困難となってきていることから、これらの維持管理を地域ぐるみで行う共同活動を支援します。

近年、イノシシ、サル、クマ、シカ等の野生動物が農地や生活環境等へ侵入し、地域に深刻な被害をもたらしています。関係団体等と連携を図りながら、地域における鳥獣被害の防止活動を支援します。

4　安全・安心な暮らしの確保

過疎地域においては、空き家の増加、老朽化し倒壊のおそれがある危険空き家等による住民生活や景観への影響が問題となっています。このため、空き家の適正管理や老朽危険空き家の除去を促すなど、地域の生活環境の維持・向上に努めます。

会津地方を中心とする豪雪地域における住家等の除雪について、担い手確保のための広域的な取組を支援するとともに、消融雪施設や除雪機械の導入等に努めます。

生活基盤の維持のため、日々の暮らしに必要な買い物環境、医療、教育、公共交通の確保を行います。特に、燃料供給拠点であるガソリンスタンド（サービスステーション）は、過疎地域の主な交通手段である自動車の燃料や、高齢者への冬場の灯油配送などの生活インフラであることから、その維持を図ります。

日常生活における地域の安全・安心の確保に向け、市町村や地域が行う交通安全の取組や、なりすまし詐欺を始めとする防犯対策などの取組を支援します。

2　消防救急体制の整備

事　業　名	事　　業　　内　　容
消防団入団促進支援事業	女性や若者の入団促進に向けた取組の推進や被雇用者の消防活動について雇用者に理解と協力を働きかけるなどにより、消防団員の確保を図る。
地域防災力強化支援事業	東日本大震災のような大規模災害に備えるために、自助・共助・公助の取組をより一層強化し、地域防災力を向上させるため、自主防災組織リーダー等を対象にした研修会の開催及び自主防災組織が行う訓練や資機材整備に対する経費の一部を助成する。 また、県民一人ひとりの防災意識を高め、災害時に適切な避難行動を取ることができる県民を増加させるため、防災アプリ講習会や防災教室を県内各地で開催する。

３　地域、環境の保全

事　業　名	事　　業　　内　　容
カーボンニュートラル推進事業（福島県地球温暖化防止活動推進センター事業）	地域において地球温暖化に関する基礎知識の普及啓発や気候変動対策の重要性の理解促進を図り、県民の実践拡大を促すために県が地球温暖化対策推進法に基づき委嘱する「福島県地球温暖化防止活動推進員」を養成するための研修会やスキルアップ勉強会などを開催する。
せせらぎスクール推進事業	身近な河川等での水生生物調査を通じて、県民の水環境保全に対する意識の高揚を図ることを目的として、本県で行う全国水生生物調査「せせらぎスクール」の指導者の養成と実施団体への支援を行う。
鳥獣被害対策強化事業	ツキノワグマやイノシシ、ニホンジカ等の野生動物による人的被害や農林業被害が深刻化しているため、地域における適正な対策を支援すること等により被害を減少させ、安心して暮らせる環境を守るとともに野生動物との共生を図る。
県営水利施設長寿命化対策事業	農業水利施設等が、将来にわたってその機能を安定的に発揮していくため、適時・適切な長寿命化対策を図るほか、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、機能の回復と被害の未然防止を図る。 登世島地区　揚水ポンプ場電気設備更新　１か所
県営防災重点農業用ため池緊急整備事業	大窪地区 ため池整備工　１式 枇杷沢池（下）地区　ため池整備工　１式 大池（堤）地区　ため池整備工　１式 大久保池地区　ため池整備工　１式 川屋池地区　ため池整備工　１式 台地区　ため池整備工　１式 赤番沢地区　ため池整備工　１式 瀬戸原池地区　ため池整備工　１式 加瀬前池地区　ため池整備工　１式 道山池地区　ため池整備工　１式 日照田第３地区　ため池整備工　１式 新池（大槻）地区　ため池整備工　１式 上ノ池地区　ため池整備工　１式 大反池地区　ため池整備工　１式 稲荷山池地区　ため池整備工　１式 寺平池地区　ため池整備工　１式 萱手池地区　ため池整備工　１式

	雨沼地区　ため池整備工　１式 山ノ神池地区　ため池整備工　１式 箕作地区　ため池整備工　１式 鎌倉池地区　ため池整備工　１式 長岫池　ため池整備工　１式 三ツ池（玉川）地区　ため池整備工　１式
県営ため池整備事業	舘町沼地区　ため池整備工　１式
農業用河川工作物応急対策事業（県営）	農業用河川工作物（頭首工、水門、樋管、護岸工、護床工等）が構造上不適当または不十分のため、治水機能が劣り、対策基準により改善措置を必要とするものについて、補強、改善を行い、洪水等による被害を未然に防止する。 佐布川地区　頭首工　一式
森林づくり指導者養成事業	森林環境学習及び県民が参加する森林整備活動の指導者を養成・認定する。
湛水防除事業	地盤沈下等の立地条件の変化により、自然排水が不能になるなど、排水条件 が悪化し農地等に湛水被害が生じるおそれのある地域において、排水機場の 整備を行い、湛水被害の発生を未然に防止する。 大枝地区　排水機場改修工　一式
特定農業用管水路等特別対策事業	石綿が使用されている農業用管水路について、石綿に起因する影響を未然に 防止し、安全・安心な農業用水を安定的に確保するため、管水路の撤去及び更 新を行う。 高寺地区　石綿管更新　一式
雪崩対策事業	雪崩災害を防ぐための雪崩対策事業を推進する。 ※保全対象（道路）
土砂災害・雪崩災害対策事業	土砂災害や雪崩災害から地域の生命や財産を保全するため、砂防事業、地すべり防止対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、雪崩対策事業を実施する。

４　安全・安心な暮らしの確保

事　業　名	事　　業　　内　　容
そなえるふくしま推進事業	地震、水害等の様々な災害を想定した体験型の総合防災イベントを開催することで、災害に対する「自分事化」を促し、県民の防災意識の向上につなげる。 また、若者の防災への参画を促進させるため、大学生と連携し、県内外の被災地の視察等を通じて得た若者自身の防災の知見や気づきを踏まえ、若者視点での啓発を行う。
災害からいのちを守る事業	ハザードマップの災害リスクエリアに居住する県民等を対象にマイ避難推進講習会を開催し、県民によるマイ避難を促進する。 また、防災アプリの更なる利便性向上に向けた改修や広報を行い、県民の迅速な情報収集や適切な避難行動を促す。
緊急時・広域環境放射能監視事業	空間線量率や大気・水質・土壌などに含まれる放射性物質のモニタリングを継続的に行うとともに、調査結果を福島県放射能測定マップに公開するなど、県民に分かりやすく公表する。

第７　子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

１　子育て環境の充実

地域のニーズに応じた保育所、放課後児童クラブ等の整備、放課後等デイサービス、子育て親子の交流等を行う地域子育て支援拠点施設の設置・整備などを推進するとともに、母子保健・児童福祉が連携し、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行う「こども家庭センター」の機能充実を図ります。

また、働く親たちの育児を支援するため、ファミリー・サポート・センターの機能等を充実するとともに、家庭で過ごす親子同士の集いの場となる地域子育て支援拠点の充実を図ります。さらに、市町村や関係団体と連携し、住民のニーズに合った多様な支援に努めます。

２　地域包括ケアシステムの構築

住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域包括ケアシステムの構築に必要な施設整備、運営、人材の育成を支援するとともに、高齢者や障がい者等が地域で自立した生活を送れるよう、市町村と連携を図りながら、在宅福祉サービスの充実及びグループホームや小規模多機能施設等の地域密着型サービスの整備を促進します。

また、高齢者等が安心して暮らせる住まいづくりを進めるため、福祉機能を持った住宅の整備を促進するなど、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。

３　健康づくり、生きがいづくり

生涯にわたる健康づくりを計画的、体系的に推進するため、若年期からの栄養、保健指導の充実強化を進めます。

高齢者が要介護状態等となることを予防するため、介護予防に関する普及啓発、介護予防事業を支援するとともに、高齢者が有する豊富な経験・知識・技術をいかせる活動の機会の充実を図り、高齢者の多様な社会参加を図ります。

１　子育て環境の充実

事　業　名	事　　業　　内　　容
地域の子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業などの地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に交付金を交付し、地域の実情に応じた子育て支援を推進する。

２　地域包括ケアシステムの構築

事　業　名	事　　業　　内　　容
地域包括ケアシステム構築支援事業	市町村における地域包括ケアシステム構築を支援するため、研修や推進事業を実施する。 (1) 地域包括ケアシステム深化・推進事業

	市町村の実施する人材育成及び資質向上に資する事業へ補助金を交付するとともに、PDCA 推進へ向けた地域マネジメント推進に関する研修、市町村への伴走支援を実施するほか、取組事例を紹介する。 (2) 生活支援体制整備推進事業 市町村の課題や進捗状況に応じたアドバイザーの派遣や、生活支援コーディネーターの情報交換会・養成研修等を実施する。 (3) 在宅医療・介護連携支援センター設置促進事業 地域の在宅医療・介護連携の拠点の充実を図る。 (4) 被災地「地域包括ケアシステム」構築総合支援 被災町村が ICT を活用した高齢者を支える調査や体制整備に支援を行う。 (5) 被災地「高齢者の自立支援・重度化対策事業」 介護保険法の理念である自立支援に向けて、住民全体へのフレイル予防への動機付けを促す。

3　健康づくり、生きがいづくり

事　業　名	事　　業　　内　　容
高齢者の健康・生きがいづくり事業	高齢者の社会参加、生きがいづくりと健康づくりを推進するため、次の事業を行う。 (1)うつくしま、ふくしま。健康福祉祭 スポーツ及び文化の総合祭典である「うつくしま、ふくしま。健康福祉祭」を開催する。 (2)全国健康福祉祭選手派遣事業 全国健康福祉祭への選手派遣を行う。 (3)いきいき長寿県民賞 「いきいき長寿県民賞」を授与するとともに、事例の紹介を行う。 (4)ニュースポーツによる高齢者の健康づくり支援事業 ニュースポーツ交流大会の開催と普及啓発を行う。 (5)高齢者コミュニティづくり活性化支援事業 地域の高齢者のコミュニティづくりを活性化する活動を支援する。 (6)長寿社会推進センター運営費等補助事業 長寿社会推進センター（（社福）福島県社会福祉協議会が設置）が実施する各種事業を支援する。
健康長寿ふくしま推進事業	県民一人一人が健康で、長生きできる「全国に誇れる健康長寿県」となるよう、県民の生活習慣の改善につながる効果的な健康づくり事業を県全体で進めることで、健康に関する意識付けが強化され、地域間の健康格差を解消し、本県で生活することで健康になれる「健康なまち(県)

	づくり」を推進する。 　また、地域において健康づくりのリーダーとなる住民の活動を推進する。 (1)福島県版健康データベース事業 　各医療保険者から協力を得て、県民の約 7 割の医療・健診・介護のデータをデータベース化し、年次更新しながら、地域毎の健康課題の分析や見える化に活用し、根拠に基づく健康づくり事業を推進する。 (2) ふくしま健康情報ステーション事業 　保健・医療・福祉データ等の収集及び分析を行い、県・地域の特徴を見える化するとともに、健康情報を保健医療福祉の関係者だけでなく、県民に向けて発信する。 　また、市町村等の健康づくり施策に関する助言や健康づくり活動を担う専門職等の資質向上の研修等を行うことで、地域の健康づくり体制整備を支援する。 (3)糖尿病重症化予防・慢性腎臓病（CKD）対策事業 　かかりつけ医等に対し糖尿病治療に関する研修会を実施し、専門医や市町村との連携強化を図るとともに、CKD についての普及啓発により重症化予防を図る。 (4) 市町村健康づくり強化支援事業 　①保健福祉事務所が、市町村とともに会議や個別の支援を通して、健康課題の要因分析や健康づくり事業の見直し・検討を行うことで、効果的な健康づくりの取組につなげ、県民の生活習慣病の予防・改善を図る。 　②市町村が健康課題の分析や実施している保健事業の評価を行い、その結果優先して対応すべき対策に合わせた事業を計画・実施するために必要な費用を県が補助する。
健康経営トータルサポート事業	健康経営の取組開始から発展・維持期まで、事業所の取組状況に応じて包括的に支援することで、健康経営に取り組む事業所を継続的に増加させるとともに、先行事例となるような取組を県内に拡大することにより、健康経営の更なる普及と働き盛り世代の健康増進を目指す。
ふくしま健活推進プロジェクト	メタボ・肥満該当者の割合改善の必要があるため、健康無関心期から関心期・維持期まで、健康意識を向上させ、楽しみながら自然と行動変容を促進することを目指す。 (1)ICT 活用による健康づくり動機付け事業 　リスティング広告等 ICT を活用し、県民個人の日常生活・行動の中に入り込んだ形で情報に触れ、健康づくりへの関心を高め、行動につなげられるような動機付け支援を実施する。

	(2)県民の健康意識向上事業 　新たな「ふくしま健民アプリ」をより多くの県民に利用してもらえるよう、各種媒体を用いて積極的に情報発信を行う。また、市町村と連携しながら、健康イベントや高齢者の通いの場（サロン等）へ積極的に訪問するとともに、ポイントを景品と交換できるインセンティブを導入することで、アプリダウンロード及び継続的な利用を進める。 (3)楽しく健康づくり促進事業 　健民アプリを活用した健康イベントやキャンペーンを開催し、運動・食事の両面から健康意識の向上と行動変容を促す。 (4)ふくしま健民アプリ市町村連携事業 　市町村独自の健康ポイント付与機能を提供し、市町村への導入・活用を促進する。

第８　医療の確保

１　無医地区等対策

へき地勤務医等の確保・育成を図るとともに、国の第９次へき地保健医療計画で制度化された、へき地医療医師の派遣調整等を行い、広域的なへき地医療支援体制の確保を図ります。

また、へき地医療拠点病院・診療所等の整備や指定、へき地医療拠点病院等における研修の充実、また代診医の派遣を行う医療支援システムの充実を図るなど、医療機関が相互に連携可能となるよう支援するとともに、情報通信機器を活用した遠隔医療の積極的な導入を促進します。

２　地域医療の確保

小児科、産科、眼科、耳鼻咽喉科、精神科等の特定診療科目については、地域の実情に応じて、広域的な見地から、隣接地域の医療機関等との連携を図り受診機会の確保に努めます。

また、救急隊員が行う応急措置の質の確保等に向けた取組や、ドクターヘリによる陸上搬送と連携した救急搬送体制の確立を図ります。

１　無医地区等対策

事　業　名	事　　業　　内　　容
へき地医療支援対策事業	へき地医療支援機構によるへき地診療所等への代診医の派遣やその他へき地医療支援に係る企画調整等を行い、へき地医療対策を円滑かつ効率的に実施する。
へき地医療等医師確保修学資金貸与事業	将来県内のへき地診療所または県立病院等に医師として勤務しようとする医学部生に対し、その修学に必要な資金を貸与することにより、医療に恵まれない地域及び公立病院の医師を確保し、ひいては地域医療の充実を図る。 へき地診療所等または県立病院等に医師として勤務した期間が、修学資金の貸与を受けた期間の１．５倍に相当する期間に達したときは全額免除とする。

第９　教育の振興

１　教育環境の充実

地域のコミュニティ活動の中心として学校が果たす役割を考慮し、適正な規模を確保しながら地域の実情に応じた教育施設の整備を推進します。

また、学校給食施設、教職員住宅等の関連施設の整備のほか、通学条件の改善を図ります。

小規模校についても施設の適正な整備改善に努めるとともに、情報通信機器等を活用した主体的・対話的で深い学びの推進、地域住民との交流を通して伝統芸能や生活文化、郷土食について学ぶなど地域の実情にあった教育の実践と、複式学級を対象とした研修を行うなどの教職員の指導力の向上を図ります。

また、児童・生徒が良好な教育環境の中で学習ができるよう、施設の耐震化を進めるとともに、地域の特色をいかした施設の整備を進めます。学校施設の整備に当たっては、県産材の積極的な活用を推進します。

２　集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備等

過疎地域の一人一人がそのライフステージに合わせて、様々な学習や体験ができ、これらを通じて自己実現を図る環境を整えるため、地域バランスに配慮しながら、公民館、図書館、体育施設等の整備や再編を図ります。

また、生涯学習を実施する多様な機関と連携・協力することにより、学習環境の整備や学習情報の提供充実を図るとともに、地域コミュニティの中核的施設としての学校施設の活用に努めます。

さらに、学校統廃合に伴う廃校舎等について、地域の交流の拠点や新たな産業の拠点として再整備するなど、施設の有効活用を進めます。

１　教育環境の充実

事　業　名	事　　業　　内　　容
地域共創による高校生の探究的な学び推進事業	各県立高校の地域課題探究活動に地域人材や大学生、自治体や企業等が参画できる仕組みを構築し、活動の推進を図るとともに、地域課題探究活動の発表、交流の場として探究ＥＸＰＯを開催し、学校と地域が連携して地域を創造する取組を推進し、若年層の県内還流及び定住を促進するための契機とする。
学校運営協議会運営事業	地域との協働した学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールを導入している県立高校７校に設置した学校運営協議会委員への報償費及び、旅費等を支出し、支援する。

統合校地域課題探究活動支援事業	統合校の生徒に対し、高校がなくなり地域での地域課題探究活動を充実させることにより、地域理解の深化及び地域における有用感の醸成を図り、地域への定住や還流を一層促進して、地域の課題解決や持続可能な地域づくりに寄与する。

第１０　集落の整備

１　集落機能の維持・活性化

人口減少や高齢化により低下傾向にある相互扶助等の集落機能が維持・活性化されるよう、集落等が自主的・自発的に行う地域の課題解決の取組を支援するとともに、外部の人材活用も含め、集落をけん引する人材の育成を図ります。

また、集落支援員制度や地域おこし協力隊制度の活用、ＮＰＯや都市住民などの多様な主体による地域づくり活動への参加、複数集落のネットワーク化や地域運営組織の形成を促進するとともに、移住・定住情報を発信するほか、基幹集落等における生活環境の整備と空き家等の有効活用等を図ります。

集落機能の維持・向上を図るため、集落間を結ぶ地域内道路、基幹集落と近隣の都市とを結ぶ幹線道路など交通ネットワーク上における危険箇所の解消等を推進します。

日々の暮らしに必要な買い物や医療、教育、公共交通の確保を図ります。また、過疎地域の生活インフラでもある燃料供給拠点としてのガソリンスタンド（サービスステーション）の維持を図ります。

２　集落の再編

高齢化の進行、人口減少等により集落の基礎条件が著しく低下した集落、地理的条件から交通の利便が極度に悪く、医療、教育など基礎的な公共サービスの確保が困難な集落、あるいは急傾斜地等の危険地域にある集落について、地域からの要望がある場合には、その意見を尊重しながら過疎地域集落再編整備事業を活用するなど、集落の再編を進めます。

１　集落機能の維持・活性化

事　業　名	事　　業　　内　　容
地域創生総合支援事業	住民主体の個性と魅力にあふれる地域づくりを推進するため、民間団体や市町村等が実施する地域活性化の取組を支援するとともに、地方振興局を中心とする出先機関が、地域課題に機動的かつ柔軟に対応するため、地域の実情に応じて事業を企画・実施する。
大学生と集落の協働による地域活性化事業	県内外の大学生等のグループと集落との交流を通して、若者や外部からの新たな視点を取り入れ、集落活性化の取組の実現・継続のサポートを行う。 地域活動に関心の高い大学生等との橋渡しを行うことで、地域と多様な形で関わりを持つ関係人口の創出・拡大を併せて図る。
小さな拠点・地域運営組織形成支援事業	過疎・中山間地域の生活機能を維持・確保していくための地域運営の仕組みである「小さな拠点」とその活動を担う「地域運営組織」の形成を支援し、住民が主体となった持続的な地域運営の実現を目指す。

道路整備事業	集落間を結ぶ地域内道路、基幹集落と近隣の都市とを結ぶ幹線道路など交通ネットワーク上における危険箇所を解消するのに必要な道路の整備を推進する。

第１１　地域文化の振興等

１　地域文化の振興等

地域特有の伝統文化、生活文化、歴史、芸能等の継承に努め、時代の変化に応じた文化の振興、保存等の活動を支援するとともに、地域資源をいかした文化振興を図ることにより、人と地域のきずなを強め、温かで潤いのある地域づくりを進めます。

また、地域住民が身近な場所で文化・芸術に親しめる機会の提供、充実を図るとともに、文化活動のリーダー等の育成を図ります。

２　地域文化の振興等に係る施設整備

地域における文化活動の促進や保存、活動の場となる地域文化振興施設の機能の拡充と整備、再編に努めます。

施設の整備に当たっては、広域的な連携を図りながら計画的、効率的に整備するとともに、地域住民が施設間を広域的に利用できるシステムの確立を促進します。

３　個性豊かで魅力的な地域づくりの推進

地域住民やボランティア、ＮＰＯ等の多様な主体による地域づくりを進めます。

また、地域の特性や課題を踏まえて、地域づくり団体等が主体的に行う多様な地域づくり活動を支援します。

１　地域文化の振興等

事　業　名	事　　業　　内　　容
元気ふくしま地域づくり交流促進事業	地域の歴史や文化などの地域資源を活用し、地域住民や地域づくり団体、市町村などと共に考え、個性的で魅力あるまちづくりの推進のため、持続可能な地域づくりや、交流人口の拡大に結び付く取組をソフト・ハード両面から支援する。（交流広場、案内標識、案内マップ等）
「地域のたから」民俗芸能総合支援事業	震災により被災した民俗芸能等の継承・発展のため、担い手の意欲を高める公演の機会を提供するとともに、民俗芸能団体に専門家を派遣するなどの各団体の実情に応じた総合的な支援を行う。

３　個性豊かで魅力的な地域づくりの推進

事　業　名	事　　業　　内　　容
阿武隈地域振興事業	関係市町村等との連携を図りながら、阿武隈地域における主体的な地域づくりを支援する。

「歳時記の郷・奥会津」活性化事業	本県を代表する水力発電地域である只見川電源流域の産業振興、雇用確保、人材育成、広域連携等を図るため、只見川流域７町村及び当該町村で構成する只見川電源流域振興協議会が取り組む地域活性化事業を支援する。

第１２　再生可能エネルギーの利用の推進

１　地域が主体となった再生可能エネルギーの導入

「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン２０２１」に基づき、太陽光発電、風力発電、小水力発電、バイオマス発電・熱利用等の地域の特性や環境に応じた再生可能エネルギーの導入を促進します。

また、事業者、高等教育機関、ＮＰＯ等民間団体、行政など多様な主体の連携等により、再生可能エネルギーの更なる利活用推進に向けた理解促進を図るとともに、自家消費や地産地消型の再生可能エネルギーの導入を促進します。

事　業　名	事　　業　　内　　容
再生可能エネルギー普及拡大事業	再生可能エネルギー先駆けの地の実現に向け、地域と共生する再生可能エネルギー事業の立ち上げを事業ステージに応じて支援するとともに、地域における導入を促進する。
再生可能エネルギー地産地消支援事業	地域の再エネの地産地消を進めることで、地域レジリエンスの向上や、カーボンニュートラルの実現につなげることを目的とする。
再エネ関連産業産学官連携・販路拡大促進事業	再生可能エネルギー関連産業育成・集積支援機関「エネルギー・エージェンシーふくしま」を核として、ネットワークの構築、新規参入、人材育成、研究開発、事業化、販路拡大、海外展開を、一体的に支援し、関連産業の育成・集積を図る。
福島新エネ社会構想等推進技術開発事業	福島新エネ社会構想の実現のため、産学官の連携により県内企業の技術高度化等を支援するとともに、福島再生可能エネルギー研究所（ＦＲＥＡ）の研究開発機能について最先端分野に展開・高度化を図ることにより、関連産業の育成・集積を推進する。
カーボンニュートラル・水素関連産業推進事業	２０５０年カーボンニュートラルと水素社会の実現を目指し、県内企業等による脱炭素関連分野における技術開発に向けた取組や産学連携による水素関連研究等の取組を支援するとともに、関連分野を担う人材の育成に取り組む。
エネルギー・環境・リサイクル関連産業推進事業	福島イノベーション・コースト構想のエネルギー・環境・リサイクル分野において、浜通り地域等への関連産業の育成・集積を図るため、産学官、動静脈産業の連携拡大や太陽光パネルリサイクル等の事業化促進に向けた取組を行う。
福島水素サプライチェーン構築事業	再エネ由来水素製造施設で製造された水素を「はこぶ」「つかう」取組みに対し補助を行い、水素需要・利用の拡大を図り、県内におけるより強靭な水素サプライチェーンを構築する。

第１３　その他

第２から第１２に記載の事業のほか、関係機関が行う、過疎地域の持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上の実現に資する取組を支援します。

また、広域にわたる施策の実施、市町村相互間の連絡調整、人的及び技術的援助その他必要な援助を行う取組を推進します。

事　業　名	事　　業　　内　　容
福島県総合防災訓練の実施	地域や自主防災組織等の住民参加の下、県内防災機関等の連携により県総合防災訓練を実施する。
ふくしまグリーン復興推進事業（第二期）	自然公園の魅力向上や周遊促進等により自然公園の利用者数の回復と交流人口の拡大を図り、自然保護意識の醸成と適正利用を推進する。
国立公園等施設整備事業	国立公園等の自然環境を保全しつつ適正な利用を促進するため、公園計画に基づいて自然公園施設を整備する。
自然公園等施設整備補助金	自然公園において、優れた自然の保護とその利用促進のため、施設整備を実施する市町村に対し、その費用の 1/2 以内を補助する。
未来へつなぐ猪苗代湖交流学習推進事業	猪苗代湖のラムサール条約登録を契機として、猪苗代湖をフィールドとした環境学習や交流を推進するとともに、猪苗代湖の魅力や状況を広く発信する。また、水と親しむ場の創出などにより、ラムサール条約の３つの基本原則に基づく取組を推進していく。
社会基盤施設等探訪事業	県内の歴史的な社会基盤（土木・建築施設）を巡り、施設建設当時の時代背景を学べるモニターツアー等を実施するとともに、社会基盤（土木・建築施設）が県政の発展に果たしてきた役割等を県のポータルサイトやＳＮＳ等を活用して情報発信し、県内外の方々の福島県への関心を高め、交流人口の拡大を図る。
デジタル技術活用人材育成講習会事業	地域を支え、地域の守り手である建設産業が持続的に存続できるよう、働き方改革に寄与するデジタル活用や最新技術等を扱える人材を育成するための講習会を開催する。
デジタル環境整備補助金事業	地域を支え、地域の守り手である建設産業が持続的に存続できるよう、業務効率化や生産性向上、バックオフィス導入など、デジタル活用により働き方改革を推進するための費用の一部を補助する。

福島県過疎地域等政策支援事業	過疎地域等の条件不利地域を有する複数の市町村が抱える様々な課題に対して、専門人材を県が雇用又は委託し、市町村の施策立案や指導・助言、関係者調整等の業務を行うことで、課題解決に向けた取組を支援する。